

東京大学果樹園跡地活用等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京大学果樹園跡地活用等検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本町における東京大学果樹園跡地利用等（以下「東大果樹園跡地」という。）に関し必要な事項を検討するため、東京大学果樹園跡地活用等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東大果樹園跡地に係る将来土地利用構想に関すること。
- (2) 前号に基づく将来土地利用がなされるまでの暫定土地利用に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の有識者
- (2) 公募の町民
- (3) 地元地域の代表者
- (4) 関係機関
- (5) 前各号に掲げる者のほか、その他町長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる委員については、委員会に代理人を出席させることができる。

(報償費)

第5条 委員が委員会に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。

3 委員のうち、前条第2項第4号に掲げる委員に対しては第1項に規定する報償費は支給しない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、東大果樹園跡地の今後の利用に係る方向の取りまとめ

及び報告終了までとする。

2 委員に欠員が生じた場合には後任者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第7条 委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の傍聴は、委員会の決定をもってできるものとし、その要領は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策部企画財政課で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。